

ウェーバー社会科学の基礎視角

——初期ウェーバーにおける農業労働者問題と取引所問題——

望 月 哲 也

1. はじめに

20世紀最大の社会学者と目されるM・ウェーバーは、1864年に生まれ、19世紀から20世紀への世紀の替り目を生きぬき、1920年にその生涯を閉じた。56歳という若さであった。この短い生涯の間に、（その内のかなり重要な部分が遺稿に属するとはいえる）きわめて膨大多岐にわたる学問的業績を残している。

その彼の学問的生涯をふりかえる場合に、世紀の替り目をはさむ6～7年間、神経症によって研究活動の中斷を余儀なくされる危機の時代を経験したということもあって、それを境にして前期と後期に分けて考えられることが多い。病気による中斷だけではない。前期においては経済学者としてスタートした彼が、後期においては社会学の領域に足を踏み入れるようになる。また、前期においてはドイツ歴史学派の圧倒的影響下にあったと自らも認める彼が、後期においてはその歴史学派からの脱却を試み、そこから彼独自の社会科学方法論を開拓しはじめる。さらに、前期においては大学の若き経済学教授という地位に研究活動の基盤があった彼が、病気を理由としたその辞職もあって、後期においては雑誌（『社会科学社会政策学雑誌』）の編集者としての立場に研究活動の拠点を置くようになる。

その後期ウェーバーの研究関心の最も主要なもの一つを形づくっていたのが、宗教社会学であった。周知のごとく彼は病気からの回復後、雑誌の編集の仕事を引き受けほどなく、その自らが編

集に携わっていた『社会科学社会政策学雑誌』に1904年から1905年にかけて「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」という長大な論文を発表する。この作品は、ウェーバーのものした数多くの業績のなかでも、今日にいたるまで最も広く読まれてきているもので、事実上彼の代表作といってよい作品である。それはまさに、病気回復後の彼の研究活動の再出発を飾るにふさわしい記念碑的著作であったことができる。同時にそれが彼の宗教社会学的研究の出発点ともなった。¹⁾

その後ウェーバーはしばらく時期をおいて、1911年頃よりアジアの社会と宗教の研究に集中的に乗り出していく。まず中国の社会と宗教、ついでインドの社会と宗教、さらにはユダヤ教やイスラム教にまでその関心は及び、まさに射程は東洋全体にまで広がっていくのである。その間、第一次世界大戦の勃発もあり、彼の研究スケジュールは大幅に狂わされたりもするのであるが、ともかくその最初の研究成果が、1915年に〈世界宗教の経済倫理〉という名のシリーズ研究の「序論」、「儒教と道教」、「中間考察」として『社会科学社会政策学雑誌』に発表される。さらに1916年から1917年にかけて「ヒンズー教と仏教」が、また1917年から1919年にかけて「古代ユダヤ教」がやはり同雑誌に発表される。このあと彼はさらにイスラム教を研究し、さらに西欧キリスト教全体についての研究をもって一連のシリーズ研究を完成させる予定でいたようであるが、1920年の彼の突然の死によってそれは叶わぬものとなってしまった。しかし、これらの研究は彼の生前中にもう一

度徹底的に改訂されたうえで、「宗教社会学論集」という形に収められ刊行されはじめていた。1920年にはその第1巻が刊行された。しかし「ヒンズー教と仏教」ならびに「古代ユダヤ教」については、彼自身による最終的な改訂がなされぬまま、彼の死後、最初の雑誌論文そのままの形で『宗教社会学論集』第2巻・第3巻として公刊されることになる。この宗教社会学の研究はその分量からいっても、後期のウェーバーがおそらく最大のエネルギーをそこに注いだ最も主要な研究領域であったといつても過言ではない。

その点で、ほぼ同時期にやはり社会学史に残る宗教社会学の金字塔を打ち立てたフランスのE・デュルケームとは、きわめて興味深い平行関係を形づくっている。両者とも本来は宗教研究を専攻する学者ではなく、むしろ当時のフランスとドイツにおける社会科学をそれぞれ代表するような位置に立つ理論家であった。その彼らが同じように生涯の後半に入ってから（時代的には20世紀に入ってから）、宗教社会学の研究に異常とも見える心血を注ぐに至っているのである。そこには単に宗教に対する興味ということだけでは片付けられない、彼らの社会理論上の問題関心の何らかの内的必然性があつてのことと考えなければならない事情があるはずである。われわれは別稿²⁾においてデュルケームの場合について、その社会理論がどのようにして最終的に宗教社会学へと収斂していくのかを跡づけようと試みた。同様のことをウェーバーについても問うてみることができよう。

その場合、ウェーバー研究の半ば常識となっているさきほどの前期・後期という区分法それ自体が一旦括弧に入れられる必要がある。たしかに宗教社会学の研究は後期ウェーバーの業績に属している。しかし、彼の社会科学がどのようにして宗教社会学へと収斂していくのかを問う観点からすれば、後期の業績だけに視野を限定していたのではその十全なる解答は得られない。従来のウェー

バー研究は、例えば経済学畠でのウェーバー研究は彼の前期の業績に焦点を寄せ、これに対して、社会学畠でのウェーバー研究は彼の後期の業績に視野を限定して前期の業績についてはほとんど顧みることがないといったかたちで、相互に整合性を欠くウェーバー像の並立をもたらしてきた面がないとはいえない。たしかに彼の学問的生涯には、先述したごとく前期と後期の間では外面向的には大きな断絶とドラスティックな変化がある。しかし、だからといって前期ウェーバーと後期ウェーバーとは別々の人間であったわけというではない。学問上の内的な問題関心としては一貫したものが必要あったはずである。

その社会科学的な問題関心が宗教社会学に収斂していくという場合、われわれはデュルケームについて、その起点を彼が35歳のときの学位論文である『社会分業論』(1893)に求めることができた。パーソンズの指摘にもあるように「この作品はデュルケームの後の理論的発展にとって本質的な要素を、その萌芽形態においてではあるがほとんど含んでいる³⁾」といえるものだった。たとえ、のちに宗教社会学の研究に没頭していくにあたっては、その初発の社会理論の大幅な組み替えが伴っていたとしても⁴⁾である。

ウェーバーの場合には、それに対応するような彼の社会科学的な問題関心の出立をどこに求めることができるだろうか。正確にデュルケームの場合と対応させるわけにはいかないとしても、多くの研究者が初期のウェーバーの思想を解読する中心的手がかりとしているものに、彼が31歳にしてフライブルク大学経済学教授に就任した際の「就任講演」として知られる「国民国家と経済政策」(1895)がある。⁵⁾

ただし、この講演の位置と性格をどのように評価するかについては、ウェーバー理解の根本にも関わるようなさまざまの議論がある。一方では、この講演を社会科学者ウェーバーの学問的見解と

いうよりも、政治家ウェーバーの政策的見解を表出した一種の政治綱領とみなすべきだという解釈がある。例えば、それまでの学問的理論的著作を中心としたウェーバー研究に対して、彼の政治論を中心的にとりあげることによってウェーバー研究に一つのエポックを画したW・J・モムゼンは、次のようにいふ。「ウェーバーはこの講演のなかで、いわば彼の政治綱領を展開したのである。それ故に就任講演は、第一次世界大戦に至るまで、政治的人間マックス・ウェーバーについての最も重要な資料とみなされ得るべきものである。最近、アーノルド・ベルクシュトレッサーは、この偉大な社会学者の政治的・学問的な全業績を批判的に分析する際に、その考察の出発点に就任講演を選んだが、これは正しかったといえよう。⁶⁾」社会科学者ウェーバーが、同時に当時の政治経済情勢のなかで祖国ドイツの政治的運命に熱烈な関心を寄せたナショナリストであったこと、そしてその立場から実際にドイツ政治に相当の影響力をもつた人物でもあったことはよく知られている。モムゼンのウェーバー解釈は、その学者ウェーバーと政治家ウェーバーとの関係について、彼における政治的思考の優位という形で一つの解決を与えることによって、従来のウェーバー研究に大きな波紋を投げかけた。そして、その政治的人間ウェーバーの出発点たる意義をこの就任講演に求めたのである。

ウェーバーの学問的著作を二次的なものと位置づけるモムゼンの解釈に対して、それを一面的とみなす牧野雅彦は、ウェーバーの政治論を彼の支配の社会学などとともに経験的政治分析の理論として再構成することを試みているが、その牧野もまた、この就任講演については次のように位置づけている。「ウェーバーがその学問的経歴の出発点において熱烈なナショナリストとして登場することは周知のことであろう。1895年のフライブルク大学就任講演『国民国家と経済政策』において

ウェーバーは、ドイツ国民の『経済的・政治的な権力利害』こそが経済政策における究極的な価値基準でなければならないと主張する。…『国民の権力利害』を追求するこうしたウェーバーの志向は——後期にはいささか攻撃的な表現は和らげられるとしても——以後の一連の政治論・時論を貫く基調であった。そうした意味においてこの講演はウェーバー政治思想の起点と呼ぶにふさわしいものといえるであろう。⁷⁾」

モムゼンも牧野も、この就任講演「国民国家と経済政策」に初期ウェーバー思想を解読するための綱領的文書たる意義を付している。しかし、それはあくまで政治的人間ウェーバー、ないしウェーバーの政治思想の起点としての意義であった。しかもウェーバー自身、学問的思考と政治的思考とを絶えず厳しい緊張関係に置こうとしていた。その区分を再帰的に適用するかぎり、この講演は学問的文書というより政治的文書としての性格が顕著である。もしそうだとすれば、後期において社会学、とりわけ宗教社会学へと収斂していくウェーバーの社会科学的思考の出立をこの就任講演あたりに探ろうとする企てには、無理があるということになるのだろうか。あくまでそれは彼の政治論にかぎっての起点的意義を有するにとどまるのだろうか。

ところが他方では、同じようにこの講演に初期ウェーバーの思想を解読する綱領的文書たる意義を付しつつも、そこに彼の学問的思考全体の礎石を見ようとする見方もある。W・ヘニスの見解がそれである。ヘニスは次のようにいふ。「フライブルク大学就任講演は、かつてヴォルフガング・モムゼンが指摘したように、『大戦期に至るまでのヴェーバーの政治的傾向を理解するための最も重要な資料』である。なるほど、この点についてはだれもが疑問をさしはさみはしない。ところが、その講演はまた、ヴェーバーのその後の学問的展開を予示する一種の綱領的文書であり、学問的人

間としてのヴェーバーの秘密を解き明かすための重要な資料もあるのだが、その点については、これまで人々はあまり注意を払ってこなかった。人々は、ヴェーバー「本来の」学問が始まるのは、病気回復後と考えているからである。⁸⁾ ヘニスによれば、ヴェーバーがこの講演で強調したかったことは「どんな社会秩序がどんな人間類型を支配的な人間類型とするか」という問題であり、この問題は「世俗的な人間関係を分析対象とする社会諸科学にとって重要であるだけでなく、世俗外的な『救済』の問題を対象とする学問〔宗教社会学〕にとっても重要な問題であるから、わたしは、まさにこの1895年の就任講演こそ、その後のヴェーバー学全体の礎石を置いたものとみなされるべきだと考えている⁹⁾」ということである。

どうやら方向が見えてきた。後期において宗教社会学へと収斂していくヴェーバー社会科学全体の基礎視角を、この就任講演前後の初期ヴェーバーの思想のなかに探るという着眼は、決して無謀な企てではない。激烈な政治的主張を内容とするこの文書のなかに彼の学問的問題意識の原点を探ることは、一見すると、学問と政治の峻別を主張した彼の意図に反することのように見えるかもしれないが、その点についても、この両者の峻別という思想自体が彼の社会科学の重要な構成要素の一つであることを考えれば、むしろ、そのことを含めた彼の社会科学の原点がそこに胚胎していると見ることもできるのではないだろうか。

少々まわりくどい前置きになったが、以上のような観点から、本稿ではこの就任講演を中心とする初期ヴェーバーの思想のなかに、後期における宗教社会学の展開を含む彼の社会科学の基礎視角の形成を跡づけてみたいと思う。その場合、この就任講演はそれ以前から彼が携わっていた東エルベ農業労働者問題に関する調査研究の一定の総括という趣旨をこめてなされているので、われわれの考察もまずそのへんの事情に目を向けることか

ら始められる。¹⁰⁾

2. 東エルベ農業労働者問題

ハイデルベルク大学で法学を専攻して後（一時、司法官への道を歩もうとしたこともあったが）、ヴェーバー独自の学問研究はまず法制史の領域で始められていた。1889年に学位論文『中世商事会社の歴史』を書き上げた後、さらに彼はベルリン大学法学講師の資格を得るために論文『ローマ農業史——その公法および私法に対する意義』（1891年）の完成に全力をあげて取り組んでいた。同じころ、ドイツ社会政策学会が農業労働者に関する大規模なアンケート調査に乗り出し、ヴェーバーもこれに参加することを求められた。法制史的観点から農業史の研究に取り組んでいた彼自身にとっても、現下のドイツ農業問題は並々ならぬ関心の対象であったはずである。

調査は全ドイツの農業労働者について行なわれ、調査票が「ドイツ農業中央連合会」を通して各地域の農業経営者に送られ、雇用主が農業労働者の実態について記入したのち、回収されて整理・分析が行なわれた。その結果については、それぞれの地域ごとに担当者が報告書を執筆し、ヴェーバーは、当時のドイツの政治的争点と密接な関わりをもつ最も問題の多い地域である東エルベ地方を担当することになった。これにより彼の研究領域に国民経済学が新たに付け加わった。その分析結果が、「社会政策学会誌」第55号（1892）に掲載された900頁にも及ぶ膨大な報告書「東エルベ・ドイツにおける農業労働者の状態」である。さらに翌1893年3月にベルリンで開催された同学会総会において、この報告書の結論部分に相当する内容をあらためて「農業労働制度」という標題のもとで講演し、それをめぐる質疑と討論も行なわれた。

ヴェーバーはこの新たな研究課題に相当のエネルギーを注ぎこみ、その分析の手際の良さと広い

パースペクティヴからする的確な問題の指摘は、当初は専門外であった国民経済学の領域における彼の名声をたちまちのうちに不動のものとした。当時の国民経済学、とくに農業史の泰斗であったG・Fr・クナップは、1893年の学会の席上で次のように述べたという。「エルベ東部の労働事情についてはマックス・ウェーバー博士の手でモノグラフィーがものされたが、これはその思想の豊かさと理解の深さによってすべての読者を驚かせた。なかんずくこの労作は、われわれのもつてゐる専門知識がもはや過去のものとなり、われわれも新規蒔き直しに勉強をはじめねばならないという感銘を私の心に呼び起こした。¹¹⁾」その2年後の1895年、ウェーバーはフライブルク大学経済学教授に就任し、前述したように教授就任講演「国民国家と経済政策」において、東エルベ農業労働者問題に言及しながら預言者的な調子で彼のナショナリスティックな政治的信条を展開するにいたる。こう見えてくると、当初は法制史研究からスタートした彼が経済学者として世に立つうえで、この東エルベ農業労働者問題の研究が最大の跳躍台となつたことは疑いない。

いま、この間におけるこの問題に関する彼の報告や講演の主要なものを列記すると、次のようになる。

- 「東エルベ・ドイツにおける農業労働者の状態」
(社会政策学会調査報告書、1892)
 - 「農業労働制度」(社会政策学会報告、1893)
 - 「ドイツ農業労働者」
(第5回福音社会会議報告、1894)
 - 「東エルベ農業労働者の状況における発展諸傾向」
(社会立法・統計学論集、1894)
 - 「東エルベ農業労働者の状況における発展諸傾向」
(プロイセン年報、1894)
 - 「国民国家と経済政策」
(フライブルク大学教授就任講演、1895)
- これらの諸論考におけるウェーバーの分析と政

策的立場を要約するのは容易な業ではないが、さしあたって彼の眼前に露呈されていた東エルベの農業問題の概略を押さえておくならば、それはおよそ次のようなものであった。それはまず、偉大なるドイツの国民的統一の経済的基盤であったドイツ東部の大所領地における農業経営が、一方では1870年頃からの交通革命によるアメリカやロシアの穀物との競争、それによる穀物価格の低落によって「ヨーロッパの穀倉」の地位を奪われ、経済的に成り立たなくなつてきているという事態であった。また他方では、西ドイツにおける産業革命の進展が東部から多数の労働者を吸引することによって、東部の農業経営は深刻な労働者不足にも悩まされるようになっていた。このような窮状のなかで農業経営者層であるウンカーは、外国穀物の輸入を禁止して国内の穀価を維持すべく保護関税を要求し、自由貿易を主張する西部の独占資本と激しく対立するようになる。また西部への労働者の流出は、それに代わって東部国境を越えてポーランドやロシアから大量の季節労働者を招き寄せる要因ともなっていた。つまり、ウンカータちは高い関税壁を要求して国民に不必要に高いパンと穀物価格を押しつけると同時に、ドイツに対するスラヴ民族の平和的侵略を許容しかつ自ら必要とせざるをえない、そのような存在に成り下がっていた。かかる事態はナショナリストであるウェーバーにとってまさに看過すべからざる事態であった。ウンカータちは経済的に落ち目になつただけでなく、彼らの経済的利害は国民の政治的利害と真っ向から対立するまでになっていたのである。

ポーランドからの農業プロレタリアートの流入を阻止する唯一の方法は、移住労働者に対して東部の国境を閉鎖することであったが、ウンカータちは、それがすでに不安定になっている彼らの経済的地位をさらに弱めることになるということで、強力にそれに反対していた。1890年のビスマルク

の退陣を承けて宰相の地位についたカプリヴィは、いわゆる「新航路政策」を打ち出し、これによつて、それまで保護関税によって農業を保護してきた従来の方向を廃し、関税率を低めることによつてロシアをはじめとする近隣諸国との間に通商協定を締結しようとしていた。それは都市の大資本の利害に沿つて、帝国主義時代における工業資本の積極的な世界制覇をめざそうとするものであつた。この政策によって農業者が大打撃を受けることは必至であり、彼らは「農業者同盟」に大同団結し精力的な抵抗を繰り広げようとしていた。このようにして都市の大資本と農村の大土地所有との対立がいよいよ鮮明になってもきていた。ウェーバーの東エルベ農業労働者調査とその分析は、このような状況のなかで行なわれた。

こうした状況を前にしてウェーバーのとろうとした政治的戦略は、何よりもウンカーたちの政治的・経済的・社会的破綻を明るみに出し、それによつてドイツ政治に新しい方向づけを見出そうとするところにあつた。その内容は、ポーランド人の季節労働者に対して国境を閉じ、ある種の大土地所有者の土地を有償で没収し、内地植民によつて自足した独立の農民を各自の土地に定着させて、最終的に権力をリベラルなブルジョア層に移し、もつて海外に向かう帝国主義の基盤を整える。それによつてドイツ資本主義の強化と再編成を図るというところに大筋としては置かれていたと思われる。¹²⁾

もちろん、農業労働者調査とその分析に彼が最初からそのような政策的意図を盛り込んでいたというわけではない。調査それ自体はさしあたり純学術的なものであった。

調査は、東エルベ地方からの農民の大量の流出の背後に、19世紀初頭以来の農業技術の近代化や農業経営の資本主義化による、この地域の伝統的な共同経済的農業構造の崩壊があることを明らかにした。1892年の報告書ではまず、こうした東部

農業労働制度の変化を現物賃金から貨幣賃金への移行による農場領主と農業労働者との利害共同体の解体、家父長制的労働制度から資本主義的労働制度への編成替えのプロセスとして把握している。これにともなつてウンカー経営における労働力編成の主軸も、一定の土地割当と脱穀分前を収入の中心とするインストロイテ労働者から、固定した年給と現物給を受け取るデプタント労働者へ、さらに季節労働力として主に貨幣で賃金を受け取る「自由な」労働者へと移行してきている。これにより農場領主と農業労働者の関係のあり方も大きく変化する。かつてのインストロイテ労働者の場合、土地分前・脱穀分前による収入は領主の経営の総収穫の変動に左右されることから、彼らは農産物価格の変動に対して領主と共に利害に立っていた。さらに、一定の土地分前をもつて自己経営を行なうという小企業家の地位が彼らに経営遂行のための主体的条件（農業経営の身分的名誉感）を与えていた。ところが農業労働制度の変化は農業労働者からこうした主体的条件を喪失せしめ、とりわけ農産物価格に関しては——彼らは市場でパンを買わなければならなくなるから——農場領主と対立する利害関心のもとに立たせることになる。かつては領主と労働者との利害共同体の基礎のうえにドイツ東部の家父長制的組織は存立していた。そのもとでは領主もまた、単なる利子生活者の地位に甘んずることなく、自ら農業企業家として、農業労働者との利害共同体にもとづく彼らの代表として行動したのであり、それが東部の領主の身分的誉れでもあった。こうした家父長制的組織とそれを支えるエーツスのなかに、ウェーバーは偉大なるドイツの国民的統一の重要な基盤があったと見ていた。彼はこうした農業労働制度の解体は不可避であると見ていたものの、その制度を支えていた主体的条件（身分的名誉感）のモメンツを重く受けとめていたことは、単なる経済分析の枠内には収まらない彼の特有の眼差しとし

て注目しておいてよいだろう。彼にとって問題だったのは、現下の発展傾向が既存のものを破壊しながら、それに代わるべきものを作り出していくないことにあった。

他方、この家父長制的利害共同体の解体傾向のうちには、農業労働者の側の強い解放要求が存在している点にもウェーバーの眼は注がれている。彼らは故郷で食えなくなったから流出していくのではない。流出していくのは、既存の農業労働制度のもとで比較的恵まれた立場にある者たちであった。インストロイテ労働者のうちの最も富裕な分子が、土地を捨てて工業労働者になっていく、あるいは土地をもたない「自由な」農村プロレタリアに転向する道を選んでいる。しかもその転向は、きわめて確実な物質的条件を犠牲にして不安定な生活に入ることになるにもかかわらず行なわれている。いかなる犠牲を払ってでも家父長制的な領主支配から自由になりたいというこの人格的自立への志向が、労働者たちの最も有能な層のなかに芽生え、それが東部の農業労働制度を解体に導いた強力な心理的要因として働いていることをウェーバーは見てとった。その点ですでに東部ウンカーの家父長制的組織は、国民心理的に見てもその存続の基盤を失っている。

1892年の報告書では見方によってはまだ、かつての東部の栄光を支えたウンカーたちへの弁護論とも受けとれるような部分もあったが、1893年の社会政策学会報告ではウェーバーは、彼らがもはや領民の生まれながらの利益代表たることをやめているという事実に対して怒りを集中させている。ウンカーたちは新しい経済的利害のまえに社会的責任という伝統的な誇りを喪失している。自由を求めて西へと流出していく労働者に対して彼らはどう対応したかといえば、彼らは純粹に利己的な経済的理由から東のスラヴ系季節労働者を呼び寄せて国民を裏切ったのであった。

こうした展望に立ったうえで、この1893年の報

告で彼は、いよいよ彼の政策的主張を提案する。それはまず第一に、ドイツ東部地方からロシア系ポーランド人労働者を無条件的に閉め出すべしということである。その論拠として持ち出されているのは、ドイツの国民的文化水準を守るというナショナリスティックな考慮である。「胃袋の異なる二つの民族が、同じ一つの地域で労働者として自由に競争することは不可能である。」なぜならば「資本主義的に編成替えされた国民経済の特定の状況のもとにおいては、より高い水準の文化が優位に立たないで、むしろより低い水準の文化に生存闘争で敗れることがある」からである。「現在われわれはこのような状況下におかれている。文化水準の低いポーランド国民の仲間入りをわれわれはきっぱりとお断わりしたい。¹³⁾」

ウェーバーの第二の政策的主張が、国家の介入により労働者を入植させる内地植民という措置である。彼はその際、労働者をこれまでの労働制度のごとく零細な土地持ち労働者として入植させるのではなく、自立的な農民経営の創出にこそ道を開くべきことを力説する。「せいぜい二・三モルゲンのドイツの土地を踵にくっつけて縛られるために、好きなところへ出てゆけず、みすみす自分の労働力を使いきってしまうような人が、祖国の土地に対して暖かい心のつながりを感じて農村の社会構成のうちの有用な一分肢となるだろうなどと信じるものは、ゆゆしい誤解に陥っているのだ。代々引き継いでいる故郷の土地が呪いの的となるような、このような土地持ちプロレタリアートこそ、まさに最も恐るべきものである。¹⁴⁾」彼らが自立的な農民層へと上昇する可能性を創出すること、そうした小農民経営の創設を通じて郷土に愛着をもつ強壮な地方住民を育むこと、それによってはじめて、東部からの人口流出と既存の農業労働制度解体の背後にあった農業労働者的人格的自立への要求を国民統合の主体的条件として組み込むことができる。彼はそう考えた。

こうした政策的主張は、2年後の教授就任講演「国民国家と経済政策」にも基本的に受け継がれていくものであるが、本稿は彼のこの政策的立場そのものを云々することを目的としているわけではない。重要なのはその政策的主張の裏で、彼の社会科学の生涯にわたる基礎視角が確実に形成されつつあった、そのことである。それはいったい何か。この就任講演からさしあたり、3点ほど拾い出しておくことができるようと思われる。

まず第一に、経済の資本主義的編成替えのもとでは苛酷な生存闘争が必然化するという闘争論的時代認識が、明確に自覚されてきたことである。それはこの段階では、まず諸国民間の容赦のない生存闘争として捉えられた。農業労働者問題に即していえば、ドイツ人農民とポーランド人季節労働者との間のそれである。教授就任講演においてはそのことが、次のような調子でボルテージ・アップされてくる。

「『平和』のみせかけのもとにおいても諸民族の経済闘争は容赦なく行なわれている、そのことをわれわれは知った。東部のドイツ人農民と農場日雇い労働者は、政治的にたちまさつた敵と公然と闘って、その敵のために故郷から追い出されているのではない。彼らは、ひそかにも味気ない日々の経済生活の闘いにおいて、自分たちよりも劣った人種との勝負に敗れ、そのあげく故郷を捨てて、さだかならぬ未来のなかへ姿を消していくのである。経済的な生存闘争においても、平和など断じて存在しない。平和と生きる楽しみがわれわれの子孫に未来の胎内から生まれてくると信じができるのは、平和というあのみせかけを本当の平和と思いつがいしている人間だけである。¹⁵⁾」

「われわれが子孫に餞けとして贈らねばならないのは、平和や人間の幸福ではなくして、われわれの国民的な特質を護りぬき、いっそう発展させるための永遠の闘いである。¹⁶⁾」

このような発言のなかに、みせかけの「平和」や「幸福」に水を浴びせるというかたちで、闘争論的時代認識が、農業労働者問題を超えて一般化されてきている様子を見てとることができよう。こうしたスタンスは、晩年の「神々の闘争」という時代認識にいたるまで射程の拡大を施されつとも一貫していく、いわばウェーバー社会科学の原認識とでもいうべきものを構成することになる。

第二には、そのような全般的闘争という時代状況のなかで、われわれはいったいどういう人間類型を将来のために育んでいくのかという問題が、ウェーバーの学問的問題関心のなかで大きな位置を占めるにいたったという点である。農業労働者問題の場面では、それは、古い家父長制的支配から脱して人格的自立への志向を抱くにいたった農業労働者たちを、いかにして郷土に愛着をもつ強壮な地方住民として育み、自由を求めるその「理想主義」的志向を国民統合の主体的条件として組み込むかという問題関心として表明された。その問題関心は教授就任講演においては、次のようにより一般化されたかたちで経済政策の目標にまで高められてくる。

「われわれ自身の世代が墓場に入った後のことを考える場合に、われわれが心をゆさぶられる問題は、将来の人間がどのような暮らしをしているかということではなく、彼らがどのような人間になっているかということである。これこそはまさしく経済政策のあらゆる業務の根底をなす問い合わせである。われわれは人間の息災を案ずるのではなく、人間としての偉大さや人間性の気高さをかたちづくると感じられるような資質を将来の人間のなかに育みたい。¹⁷⁾」

「人間にに関する科学——国民経済学もそうだが——が何よりも問題とするのは、経済的社会的な生存諸条件によって育まれる人間の質だという認識である。¹⁸⁾」

この「人間存在の発展」に関する問い合わせは、

ウェーバーの生涯を貫く最も中心的な問い合わせたということを明らかにしたのが前述したW・ヘニスである。彼は、『プロテスタンティズムの倫理』論文への批判に対して応えたウェーバーの次のような反批判的釈明を、まず引用している。「私の関心の中心にあったのは決して資本主義の発展を促すことなどではなく、宗教的・経済的諸成分の出会いによって形成された人間存在の発展ということだった…。このことを私は論文の末尾で明確に指摘してあった。¹⁹⁾」ウェーバーのこの発言に着目することからはじめて、ヘニスは『プロ倫』論文の意図を全く新たに解釈しなおすとともに、様々の経済的・社会的諸関係・諸秩序のもとで、いったいいかなる人間類型が発展することになるのかという問い合わせ、ウェーバーの晩年にいたるまで一貫して貫かれていることを明らかにした。そうしたウェーバー的問題設定の原点が1895年のこの教授就任講演において据えられていたわけである。

第三には、ウェーバーはこの就任講演においてナショナリスティックな価値観点を前面に打ち出しつつ自らの政策的主張を展開しているのであるが、そのことを通じて逆に学問と価値判断との関係の問題が鋭い自覚へともたらされていることがある。彼は東エルベの農業労働事情を素材しながら、国民経済学の議論のなかに一部は幸福主義的な種類の、一部は道徳的な種類の価値基準が不明瞭なまま混入していることに強く抗議し、それらに対置して「国民の権力利害」という価値観点を前面に打ち出した。

「経済的な発展過程というのももまた、つきつめれば権力闘争にほかならない。その経済的な発展過程が問題になる場合に、最終的な決定権をもつのは国民の権力利害であり、経済政策はそれに仕えなければならぬ。経済政策に関する科学は政治的な科学である。この科学は政治の侍女である。ただし、たまたまそのときに支

配権を握っている独裁者や階級が行なう当面の政策に仕えるのではなくして、国民の永続的な権力利害に仕える侍女なのである。²⁰⁾」

これが後に「価値自由」(Wertfreiheit)原則を唱えるにいたるウェーバーの言葉なのかと訝られるにすれば、それは彼の「価値自由」概念に対する誤解がいまだ根強いことによるといわねばなるまい。この点を捉えて、モムゼンは次のようにいう。「政治一色に塗り潰された価値判断で充満した、まさにこの就任講演こそは、後にあれほど熱烈かつ情熱的に彼が擁護した純学問的な価値自由理論の基礎となったものであった。このことは、一見逆説のように見えるが、マックス・ウェーバーの特徴をよく表わしている。ウェーバーがこの講演において表明したのは、学問は、その対象を評価する際の究極的な価値基準を自らの手では作り出せない、ということであった。²¹⁾」本稿は、ウェーバーにおける政治的思考の優位というモムゼンの見方に必ずしも同調するものではないが、ここでの彼の指摘はおそらく正鵠を射ている。

ウェーバーが「国民の権力利害」という価値観点をあえて前面に打ち出したのは、当時の社会政策学会の主流における「経済学はそれ自体の素材のなかから一定の理想を引き出すことができるのだという観念²²⁾」、裏返せば「われわれは自分自身の自覚的な価値判断というものに一般に手を染めないでもやっていけるという幻想²³⁾」を打破せんがためであった。彼は「判断を下す当人が自分の判断の究極にある主観的な核心を、すなわち、自分の観察した過程に対して一定の判断を下す源泉であるところの理想を、他人にも自分にもはつきりさせることができが通常には行なわれていない²⁴⁾」現状に対して、強く抗議したのであった。

晩年の論稿「社会学および経済学における『価値自由』の意味」(1917) や講演「職業としての学問」(1919)においては、この自らの主体的な価値選択が「神々の闘争」という時代認識のもと

で「神か悪魔か」の選択として、すなわち政治的価値に奉じようとすれば倫理的には罪を被る人間にならざるをえない、そのような選択として自覚さるべきことが強調されるにいたるが、教授就任講演における「経済学は政治の侍女である」といういささか偽悪的な言い方のうちには、すでにそのような諸文化価値間の相剋という事態がふまえられていたと見ることもできる。とすれば、ウェーバー社会科学の「価値自由」理念は、上述した闘争論的時代認識という彼の社会科学の原認識といわば双生児関係にあるものともいえるわけである。

なお本節では、1892～93年の社会政策学会におけるウェーバーの東エルベ農業労働事情調査についての報告から、途中を省略して1895年の教授就任講演に話を移すというかたちで考察を進めてきた。しかし、この間にはもう一つ、彼の社会科学の基礎視角の形成のうえで見逃すことのできない重要な活動展開が存在した。福音社会会議との関わりがそれである。次節では、そこに眼を向けてみよう。

3. 福音社会会議との関わり

社会政策学会の調査への関わりがウェーバーの学問的活動を国民経済学の領域へと広げるきっかけを与えたのと同じころ、彼はもう一つの活動にも関わりをもった。1890年、 wilhelm II世が即位し、社会問題に対しても胸を開く社会政策上の転回を開始したことは、キリスト教聖職者たちに新たな活動の余地を与えることになった。その一つの結実としてこの年、A・シュテッカーの呼びかけによる「福音社会会議」の創設があった。ウェーバーは敬虔なクリスチヤンである母ヘレンや従兄の神学者O・バウムガルテンなどとともに第1回会議からこれに参加している。

この会議は、キリスト教的福音の立場から現代の社会問題・貧困問題に対処すべく、広く「キリ

スト教社会派」の人たちを結集したものだが、メンバーは神学者や牧師に限らず、社会改良に関心を寄せる政治家・官僚・歴史学者・経済学者などもこれに参加し、期せずして焦眉の社会問題を論ずる各界指導層の共通の広場となった。と同時に、それは伝統的宗教的権威の崩壊と大衆のキリスト教からの離反に危機意識を抱くキリスト教指導層が、日増しに強くなる労働運動や社会民主主義運動の影響と対決しつつ失地回復をねらうという傾向の表現でもあった。また、一方ではシュテッカーのような社会保守主義的傾向を代表する聖職者たちと、他方では社会問題に対する教会の從来のような家父長制的対応を拒否する若い社会自由主義的傾向をもつ聖職者たちとが「吳越同舟」しており、会議は最初から波乱ぶくみであった。

ウェーバーはこの会議の活動に参加することを通して、P・ゲーレやF・ナウマンといった青年派の運動指導者たちと生涯にわたる親しい友情で結ばれるにいたるが、ウェーバー自身の立場は、彼らのキリスト教社会主義ないし素朴な宗教的理想主義とはあくまで一線を画した現実政治的ナショナリストとしてのそれであった。にもかかわらず友情で結ばれた助言者としての援助や協力は惜しまなかつた。例えば、ウェーバーはこの会議の総書記であったゲーレに協力して、1893年にドイツの農業労働者に関する調査を実施した。これは、1891／92年の社会政策学会による調査が農場経営者を対象としたアンケート調査であったのに対して、福音主義聖職者を対象として行なわれたものであった。また、ゲーレが1892年のはじめに三ヶ月にわたってお忍びで職人徒弟として、あるいは熟練工として、内側からザクセンの工業労働者の状況を調査し、その成果（『三ヶ月工場労働者と手工業徒弟』）を出版したことで、この会議の正統派の神学者から批判の槍玉にあがつたとき、ウェーバーは敢然としてゲーレの擁護の論陣を張つたりもした。²⁵⁾ あるいは、すでに「貧者の牧師」とし

て若い世代のキリスト教社会主义運動の指導者として知られていたナウマンとも、この会議の最初のころから面識を得、やがてその面識はナウマンにとっても大切なものとなる強い友情の色合を帶びていった。ナウマンはこの4歳年下の友人ウェーバーのなかに、自分には欠けている生来の政治的本能のようなものを感じとったようである。1894年の第5回会議においては、ウェーバーはナウマンの講演を基調づけていた素朴な幸福主義的願望に対して、苛酷な生存闘争という現実認識を対置しつつその認識の甘さを衝く発言も行なっている。ナウマン自身もこの批判を深く受けとめ、やがて、それまでの「貧者の牧師」の立場から現実政治的ナショナリストへと移行していくことになる。晩年にはウェーバーらとともに「ドイツ民主党」を結成してその党首となり、ヴァイマール憲法の起草にも深くかかわった。

本節では、ウェーバーのこの福音社会会議との関わりのなかから、ゲーレとウェーバーによって実施された上述のドイツ農業労働者調査に基づく第5回福音社会会議におけるウェーバーの報告(1894)、ならびにナウマンの著書『キリスト教社会主義とは何か』に対する『キリスト教世界』誌でのウェーバーの書評(1894)を見てみよう。

ゲーレとウェーバーによって発議され、福音主義聖職者の協力を得て行なわれたドイツ農業労働者調査は、ウェーバーにとっては社会政策学会による調査の補完を期待できるものであった。二人によって推敲された質問表は1893年1月にドイツの全教区牧師に送られ、その分析の暫定的結果が翌1894年3月、フランクフルト・アム・マインでの第5回福音社会会議で報告された。ゲーレに続いて第二報告者として立ったウェーバーは「ドイツ農業労働者」と題して報告を行なった。報告では彼は主として東エルベ地域を担当し、また分析の暫定的結果であるということもあって、内容は社会政策学会での報告と同様に、東エルベ地域に

おける伝統的農業労働制度の解体とそれに対する政策的対応が中心となっている。しかし、社会政策学会と違って訴えかける聴衆が主として聖職者たちであったということもあって、その調子にはいくつかの新しい特徴が付け加わっている。

それはまず何よりも、東部における従来からの家父長制的農業組織の資本主義的編成替えの過程が、「人格的支配関係から非人格的支配関係への移行」として捉え返されている点である。

「就中、突出した意義をもつ一つの現象が現われている。すなわち、人格的支配関係が非人格的支配関係にとって代わられるということである。われわれはこの現象ならびにその心理学的帰結を工業の方すでに知っている。個々の企業家は、彼に高い賃金を要求する労働者を競争の作用に委ねている。階級と交渉するのは階級のみとなる。個々の主人と個々の労働者の間の責任関係は消滅する。個々の企業家はある程度代替可能である。彼は階級の見本にすぎない。人格的な責任関係は消滅し、それに代わって、人が通常それを資本の支配と呼ぶような何か非人格的なものが登場してくるのである。²⁶⁾」

明らかにマルクス的な社会認識である。このような認識をあえて福音主義聖職者たちを前にして訴えたのはなぜか。一つには、階級闘争と階級支配の冷厳な現実に眼を向けさせることによって、キリスト教社会主義に傾斜する牧師やそれに反発する人々のいずれもが囚われている素朴な宗教的理想主義に対して、その幻想からの解放を求めたことがある。それは同時に、前述した彼の闘争論的時代認識の重要な一部分でもあった。しかし、彼の本音は、それによって階級対立のどちらか一方につくしかないことを自覚させるというよりも、それをこえて諸国民間の不可避の生存闘争という現実とそのなかでの国民国家の利害という目標の方に聖職者たちを動員しようというところにあったと思われる。事実、ナウマン牧師はウェー

バーの批判を受け入れてその方向に転向をはかつていった。この時点では、ウェーバーの闘争論的時代認識には国民的視点と階級的視点の両方が共存していたが、彼のなかではやはり国民的視点の方が優越していた。

しかし、「人格的支配関係から非人格的支配関係へ」というテーゼの提示には、彼のもう一つの意図がこめられていた。それは、少なくとも従来とられてきたようななかたちでの教会による宗教的・倫理的影響の可能性が、近代の経済秩序のもとでは失われてしまっているという事態を、これによって明確にしようとしたということである。福音社会会議報告では、このことが次のような言葉で語られている。

「教会は以前から、われわれが貨幣経済として特徴づけているもの、資本主義のみならずそれと関連するあらゆるものに対して、極度の不信感をもって対立してきた。なぜ教会はそうしてきたのだろうか。それは教会自身が本能的に知っているように、貨幣経済は個々の人間と人間との直接的な支配関係を除去し、それを純粹に業務的な、すなわち非人格的な種類の関係、無所有者に対する階級としての所有の支配に置き換えるからである。教会は最も残酷な支配関係、主人と無権利の奴隸の関係をも道徳的に把握して神聖化し、それを宗教的観点のもとにもたらし、宗教的要請をもってそこに踏み込むことができた。なぜなら、それは個々の人間と人間との関係だからである。これに対して、教会には——私が間違っていないとすれば——階級闘争に倫理的モメントを吹き込む形式がいまだ欠如している。ここには、支配者であれ被支配者であれ、個人に対する司牧的対応が絶えず照準点としていた人格的責任関係が欠けているのである。それはかつての教会にとっては不案内の現象であり、私が間違っていないとすれば、われわれの友人ナウマンをも悩ませている現象

である。²⁷⁾」

この報告の時点では、ウェーバーの議論は、「今日では——好むと好まざると——教会は、人格的支配関係が階級支配にとって代わられているという事実を計算に入れなければならなくなるであろう」という、半ば教会に期待をこめているかのような調子で行なわれているため、まだ幾分和らげられた表現になっているが、続くナウマンの著書『キリスト教社会主義とは何か』に対する書評では、よりはっきりと、近代世界における宗教的・倫理的影響の不可能化ということが打ち出されてくる。内容的には上に引用した諸論点の反復にはなっているが、より明快に定式化されていると思われる所以、煩をいとわず引用しておこう。

「近代的発展の特徴は、労働制度の基礎としての人格的支配関係の脱落ということ、被支配階級の依存性の諸前提のなかでも、とりわけ宗教的・倫理的な解釈と刻印づけによる接近が可能な主観的・心理学的前提の脱落ということである。手工業においても、農業労働制度においても、またとくに農業大経営の労働制度においても、服従関係——労働関係はすべて服従関係である——の心理学的基盤、すなわち主人に対する人格的・個人的な関係がまだ現存する。…しかし近代的発展とともに、次第に所有階級の非人格的支配がこれにとって代わり、目に見えない、把握しがたい未知の力に対する貢納義務が人格的従属にとって代わり、こうして支配者と被支配者の関係を倫理的・宗教的に把握する可能性も排除されていく。個々の企業家は階級の見本にすぎない。宗教的立場から問題になるのはまさにこれであって、所有分配のなんらかの経済的・社会的不利益が問題になるわけではない。²⁸⁾」

「特殊近代的な階級形成を特徴づけるこのような発展の論理は、ナウマンにも、私的資本のあらゆる形態に対抗する党派的立場を強要する

ことになるはずである。というのは、もはや個々の人格どうしがではなく、闘争を辞さない階級どうしが対峙しあっているからであり、そこでは個人に対する道義的・宗教的影響力は真っ先に役に立たなくなるからである。²⁹⁾」

このようにして、「人格的支配関係から非人格的支配関係への移行」というテーゼを基礎にして、そこから一方で「階級闘争の必然性」を説き、他方、その返す刀で「宗教的・倫理的影響の不可能化」という論点を導き出すウェーバーの論理は、この時期の彼の思考がそれを中心にして展開する基本軸をなしていたと考えてよい。それは福音社会会議という場を離れても、その後の彼の思想展開を方向づける太い水路の一つになっていたのであって、そのことは、同様の論点がその前後あるいは以後の彼の諸論考のなかに繰り返し登場することからもうかがわれる。³⁰⁾ とくに、ここでシビアな現実認識として獲得された経済の論理と宗教の論理との間の根本的な両立不可能性ないし相互不信関係という洞察は、やがて宗教的現世拒否ないし宗教と現世的諸力との対立という着眼を軸に全宗教史を捉え返していく彼の壮大な比較宗教社会学の試みへとつながっていく³¹⁾とともに、晩年の「神々の闘争」という時代認識の一つの中核を形成するものとなつたのである。

さて、苛酷な生存闘争の時代という、一見ペシミズム一色に塗り潰されていたかのようにみえる彼の同時代認識のなかで、彼が唯一希望を託したのが、われわれは将来に向けていittaiどういう人間類型を育むことができるのかという問題関心であったこと、このことについては前節で触れた。1895年の教授就任講演においては、その熱い思いが吐露されていたわけであるが、実は本節でとりあげたその前年の福音社会会議報告「ドイツ農業労働者」においても、この問題関心はナウマン批判のもう一つの論点としてすでに語られていた。ナウマンを囚えていた素朴な幸福主義的願望

に対して、ウェーバーは「われわれは単に人間の幸福をはかるために社会政策を行なうわけではない」という見地から、次のような全く別の価値観点を福音社会運動に対して求めたのであった。

「何らかの社会立法によって現実の幸福感を生み出そうとすることをわれわれは断念しなければならぬ。われわれが意図し、また意図しうるのはもっと別のことである。われわれが守り支えていかなければならぬのは、人間において高い価値をもつと思われるもの、自己責任、人間の精神的道徳的財を求めて向上せんとする深い衝動である。それがいかにプリミティヴな形態において見出される場合であってもである。われわれは力の及ぶかぎり、外的諸関係を人間が幸せに感じるようではなく、回避しがたい生存闘争の困難のなかで人間の最良のものが維持できるように、われわれが国民に備わっていてほしいと願う——肉体的・精神的——特性がいつまでも保持されるように組み立てたいのである。³²⁾」

ウェーバーのこうした主張の原認識をかたちづくっていたのは、前述したように、東部の農業組織を解体に導いた農業労働者たちの、家父長制的領主支配から脱して人格的自立を求めたあの「理想主義的」志向であったが、同時にそこには、西欧社会に進行するデカダンスや凡庸化の諸傾向に対して「反時代的」に人間の「高貴さ」を追求しようとしたニーチェの存在が深く影を落としているように思われる。ウェーバーの思想形成のうえで、マルクスと並んでニーチェが深く影響を与えていることについては、今日のウェーバー研究のほぼ常識となっているといってよい³³⁾が、彼がその思想表現において明らかにニーチェ的口調をとりはじめるのは、この福音社会会議報告からであり、その論調がそのまま翌年の教授就任講演にも引き継がれている。確実な資料的裏付けがあるわけではないが、1894年前後に彼がニーチェからあ

る決定的なインパクトを受けていることは明らかである。³⁴⁾ そして、ここに端を発する彼の人間類型への関心——さまざまの経済的・社会的諸関係や諸秩序のもとで、それに規定されつつ、そこではどういう人間類型が発展することになったのかという問い——もまた、ヘニスの見るごとく、宗教社会学を含むウェーバー社会科学の終生を貫く基本的な「問題設定」となったのであった。

4. 取引所問題

ライブルク大学教授就任前後にウェーバーが関わったもう一つの活動領域に、取引所問題があつた。彼がどういう経緯で取引所問題を手がけることになったのかは、必ずしもはつきりしていない。マリアンネによる伝記などからうかがえる³⁵⁾ことは、当時、議会は「取引所改革」を計画し、そのために23名の委員からなる「取引所調査委員会」を1892年に発足させていた。そして、この委員会の提案を受けて「帝国取引所法」が1896年に公布・施行されるのであるが、ウェーバーは、この委員会の委員でありかつ大学時代の恩師である商法学者ゴールドシュミットから依頼されて、彼の主宰する『商法雑誌』などに調査委員会の調査結果報告をまとめるべく、一連の論文を1894年に書きはじめている。他方、福音社会会議を通して友人となったナウマンが、同じころ福音主義的労働運動の一環として『ゲッティンゲン労働者文庫』の出版を計画し、ウェーバーらの協力を求めてきたとき、彼はそれに応えて、そのパンフレットの一冊として『取引所 第一部 目的と組織』を執筆している。

これらを含めて、取引所問題に関して彼が執筆した諸論考を列挙すると、次のようになる。³⁶⁾

『取引所 第一部 目的と組織』

(ゲッティンゲン労働者文庫、1894)

「ドイツ取引所調査の諸結果」

(商法雑誌、1895)

「取引所制度—取引所調査委員会の提案—」

(国家科学辞典、1895)

「定期取引の技術的機能」

(ドイツ法学時報、1896)

『取引所 第二部 取引所取引』

(ゲッティンゲン労働者文庫、1896)

「取引所法」 (国家科学辞典、1897)

「有価証券 (保管)、1896年7月5日の銀行預託法」 (国家科学辞典、1897)

まず、当時のドイツにおける取引所問題の概要³⁷⁾を押さえておこう。それは前述した東エルベ農業労働者問題と政治的文脈を対角線上で共有していた問題でもあった。

1870年代のはじめ、アメリカとロシアの穀物輸出が伸び、世界市場における価格の下落がドイツ穀物の売れ行きに不利な結果をもたらしはじめていた。そこから一方では保護貿易を求める気運が高まり、その結果1879年にはじめて関税が設けられ、その後税率も引き上げられていった（この保護貿易政策のもとでドイツの農業は、耕作の集約化と利益の大きい商品作物への切り替えが進められたのだが、東部ドイツの大農場における生産方法のこの変化は、前に見たとおり、ドイツ人農業労働者の流出と外国人労働者の移入の増大をもたらした）のだが、他方では、農業者間で穀物の取引所取引に対する不信感も高まっていった。多くの農業関係者の間では、先物契約による穀物取引が外国穀物の輸入を促進し、農産物価格を引き下げるのだという見方が有力になっていった。とくに保守主義者たちは、取引所取引に従事している連中はおおかた詐欺師であるという見解を表明してさえいた。

すでに1870年代の後半以来、「租税・経済改革者協会」に結集した大土地所有者たちは「経済的正義」を旗印として「不動産税に比例した取引所税」を要求し、81年には有価証券の発行および取

引に対する課税を実現させていた。さらに彼らは取引所税とならんで、取引所に対する国家の監督の強化、取引所登録制度の導入、定期取引の禁止を主な内容とする取引所法改正の要求をも打ち出した。しかし、90年代に入っても穀物価格は急激な下落を続けていた。その主な原因はアメリカ・ロシア・アルゼンチンなどの低廉な穀物の世界市場への流入にあったのだが、93年、あらためて「農業者同盟」に結集した農業者、とくに大土地所有者たちは、その主要な原因の一つとして取引所取引、なかんずく定期取引に鋭先を向けた。つまり、定期取引にあっては価格は実際の需給関係を反映せず、もっぱら投機需要によって決められる。投機業者は商品の擬制的な大量の供給やその人為的ストックなどの投機テクニックによって価格を意のままに操作し、国民大衆を搾取している。このような認識のうえに立って農業者たちは、単に農業者の利益擁護のためだけではなく、民衆の保護を表看板にして、民衆を搾取する悪の元凶にほかならない取引所に闘いを挑んだのである。

90年代はじめのドイツの農業者たちにとって痛手となったのは、単に世界的な穀物価格の下落ばかりではなかった。前々節でも触れたが、ビスマルクのあとを承けて宰相の地位についたカプリヴィは、それまで保護関税によって農業を保護してきた従来の方向を廃して「新航路」の通商政策を打ち出し、関税率を低めることによって近隣諸国との間に積極的に通商協定を締結しようとした。すなわち、92年にはオーストリア＝ハンガリー、イタリア、スイスおよびベルギーと、93年にはルーマニアおよびセルビアと、94年にはロシアとそれぞれ通商条約を締結したのであるが、それらの中心には、ドイツの穀物関税を200ポンドあたり5マルクから3.5マルクに引き下げるがうたわれていた。そこには、高い穀物関税による国内の高いパンを値下げするという国内政策的モチーフと、「関税戦争」がもたらすドイツ工業製品の市

場狭隘化を開拓し、工業資本の積極的な世界制覇をめざすという対外政策的モチーフの両方が働いていた。こうした関連のなかには、何よりも都市の大資本と農村の大土地所有との基本的な利害対立を見出すことができる。「新航路」の通商政策は、都市のブルジョアジーの要求に応えるため、ユンカーの経済的窮迫に追討ちをかけるように働いたのである。そのぶん、かれら農業者たちの取引所に対する不信感と闘いの姿勢はいっそう緊迫度を増してもいた。

こうした情勢のなかでウェーバーの一連の取引所論は書かれた。とくに『ゲッティンゲン労働者文庫』のために書かれたパンフレット『取引所第一部 目的と組織』は、素人にも理解可能のように取引所の構造や機能をわかりやすく解説したものだが、そこで彼の説明は、取引所を悪の元凶とみなしたり取引所取引人を詐欺師とみなすような道徳主義的議論を排して、取引所が今日の資本主義経済のもとで商品の需要と供給とを媒介するいかに不可欠な制度であるかということの論証にあてられている。とはいっても筆者の個性は慎重に抑えられているというわけではなく、ここでもウェーバーらしさははっきりと打ち出されている。

まず、例の「人格的支配関係から非人格的支配関係へ」という社会認識が議論の一つのベースに置かれている。

「彼（近代的貢納取得権者＝資本所有者）の特性は『非人格的』という点にある。農民は領主に貢納した。領主は農民を人格的に支配し、農民は領主をよく知っていた。今日では利子付き証券の所有者は、誰が自分に貢納するのか知つてはいない。地主は土地を抵当に不動産銀行から資金を借りるが、誰がこの銀行に資金を貸し付けているのか、そして誰が『抵当証券』すなわち利子付き証券を受け取るのか知つてはいない。…利子取得権者と利子支払い義務者の関係がこのように非人格的であることが、今日の貢

納義務の特徴である。資本家の支配といわずに「資本」の支配というのもこのためである。³⁸⁾しかし、ここでは、福音社会会議のときのように「階級闘争の必然性」や「宗教的・倫理的影響の不可能化」をこれによって訴えるというよりも、そのような非人格的社会関係が優越してくる今日の大規模市場経済のもとでは、取引所が商品売買の結節点として不可欠な制度である所以を明らかにすることに主眼があった。

「取引所は近代的市場である。そこは、規則的な——大取引所では毎日——集まりで売買が締結される場所である。この点、市場と変わりはない。では、ふつう市場と呼ばれているものと取引所とはどこが違うのだろうか。取引所と際立つ対照をなす田舎町の小青果市場を取り上げてみよう。ここでは農民は、ふつう、自分で生産して、ここに現にある商品を買い手に売る。買い手は即座に支払いをすませ、自分で消費する買い手である。取引所では現にない商品、のみならず将来生産されるはずの商品の取引が締結される。この取引の一方の当事者である買い手は、ふつう、商品を自分が受け取るのではなく、(できるなら商品の引受けと支払いをします以前に)手放して儲けたい買い手である。もう一方の当事者である売手は、ふつう、商品をまだ持っていないし、たいていは自分で生産しないで、儲かるとみて初めて入手しようとする売手なのである。³⁹⁾」

「作物を売ることができ（供給）、都市の手工業者の製品を買いたい（需要）農民が一方にいる。食糧品を買いたいし買わざるをえない（需要）都市の消費者と、製品を売りたいし売らざるをえない（供給）手工業者が他方にいる。このようにほうほうから伸ばされた手は握り合わされねばならない。このために市場がなくてはならない。これと同じ目的を取引所も持っている。ただ規模がくらべものにならないほど大

きいだけだ。取引所は近代的大衆需要品目の市場であって、厖大な供給としたがって厖大な需要とが絶えず生ずる場所である。取引所における取引の仕方が市場のそれとあのように違うのも、このことと関係がある。⁴⁰⁾」

なかんずく、投機取引として非難が向けられることが多い「定期取引」は、ウェーバーによればむしろ、取引の契約履行を例えれば月末に「定期化」することによって、個々の取引に多額の自己資金を投下しないでも信用で投機することを可能にする最高の技術的発展を遂げた形式である。売買の回数が証券の現物の貯蔵量に依存しなくなり、同じ証券が矢継ぎばやにたくさんの人の手を渡り歩き、いわば他人の資金で投機できるようになることから、売買の回数は増大し「市場が拡大」する。売買関係者の範囲は大幅に広がり、大量の商品を市場で売ったり引き取ったりすることができるようになり、市場から個別的要素がなくなり、直接資金を投下することなしに大量の商品をいつでも売買できる恒常的な大市場が、これによって作り出される。そうした取引所の機能を強化することは、ドイツの国家的観点からも重要なことだというのである。ウェーバーお得意の「国民の権力利害」という観点がここでも強く押し出される。

「強力な取引所は近代的権力手段の一つである。大銀行資本がそうであるのと少しも変わらない。諸国民はこうしたものを武器として経済上の霸権をめぐる容赦ない闘いをくりひろげているが、国民の政治的偉大というのも結局はこの霸権の掌握にかかっている。⁴¹⁾」

「経済上の権力闘争の渦中にある国民のために取引所問題に価値判断を下す場合、問題は今日ではもう投機取引なるものの道徳性いかんにあるのではない。公正な価格形成を確保するにはいかにすべきかという技術上の問題、ならびに外国の市場に対してドイツの市場を強化するためにはいかにすべきかという政治上の問題、

大切なのはもっぱらこうした問題である。⁴²⁾」ところが、こうした取引所の構造と機能に即してその今日的不可欠性を説くという視角に加えて、それと一見矛盾するようであるが、ウェーバーは取引所取引を支える「人」の問題にもスポットをあてている。取引所は物象を不可避の媒介とする非人格的社会関係のいわば結節点である。そして仲立人はこのような取引所の中心にあってかかる機能を担う人格である。英米の取引所は、十分な資本力を持ち、自律的結社という性格をもって自己の職業を使命とする、そういう共同感情を抱いている取引人たちによって形成されている。ドイツの取引所にはそういう性格が決定的に欠けており、十分な資本力も持たず、したがって相場の差額のみによって生きようとする雑多な投機業者の介入を許し、しかも大金融資本がその背後でかれらを操っている。これこそが、ウェーバーにとっては現下の取引所問題の焦点をなすものなのであった。

「ロンドン証券取引所の組織は『金権制的』である。というのは、取引所取引に参加する条件として高額の出資金や信任金が必要だからである。だが、わが国の取引所では無産者に近い者にまで入場を許しているからといって、わが国では取引所における大資本の勢力がそがれているなど信じてはいけない。とんでもないことだ。正反対なのである。わが国では大資本は実際おもて立たないかたちで優勢になっている。したがって、それ相応の責任を担わずに優勢となっている。だからわが国の大資本家は答弁を求められれば、取引所取引にあずかっている多数の『不純な輩』のほうに注意をそらすことになる。⁴³⁾」

ウェーバーの政策的スタンスは、単に道徳主義的批判から取引所を弁護するということだけにはとどまらなかった。その返す刀で、むきだしの欲望に活動の自由を与えていたドイツ資本主義の非

合理的構造に批判のメスを入れることにも向かっていたのである。ここにおいて彼が提唱するのが、取引所を「富者の独占体」にせよということであった。

「不十分は重々承知のうえで、私個人の意見をいまここに述べておく。名譽感情があらゆる社会の支柱である。わが国の取引所でもどこの国の取引所でも、じじつ重い財布が君臨する。それ以外ではありえない。だから重い財布には形式のうえでも活躍の場を与えたい。保証金の額を引き上げることによって取引所への入場をむずかしくしたい。こうするからといって大資本の地位を高めるのではない。むしろはじめて統制が行なえるようになる。⁴⁴⁾」

「大切なのはつぎのことである。どの身分にもひとしく名譽観念はそなわっており、取引人の身分にも疑いなくそなわっているが、この要素を育てて取引人身分の見解がもっと通用するようにしてやること、これである。取引所の組織をもっとイギリス流にするのが適切な方策であるのかと問われれば、それは適切な方策である、私はさしあたりこう答えた。取引所は富者の独占体である。資力のない、したがって無力な相場師連中に入場を許すことで、この事実の隠蔽を許すほど愚かなことはない。こうしてさらに大資本をして、相場師連中に責任を転嫁できるようにしてやるほど愚かなことはない。⁴⁵⁾」

ウェーバーの取引所論だけを見ているかぎりでは、ここで一見、唐突に「名譽感情」という言葉が出てきているように見えるが、すでに見てきたように、一定の社会関係を支える主体的条件としての身分的名譽感情を重く受けとめるという点は、彼が東エルベ農業労働者調査に手を染めて以来の彼特有の眼差しをなしていた。また、それは、人間の高貴さを求めてやまない彼の生涯にわたる「人間類型」への問い合わせの必然の一環をなすものでもあった。

とすればここでも、取引所問題に対する彼の「政策的」主張と平行して、その背後に、彼の社会科学の「学問的」基礎視角が確実に顔をのぞかせていることが読みとれるはずである。それはとくにこの取引所論の場合、「非人格的」社会関係が優越していく近代世界において、逆説的ではあるが、それを支える名誉感情・エーストスに裏打ちされた一定の職業身分ないし「人格」類型の存在に着目する、そのような視点と要約することができよう。そして、これがそのまま、病気回復後の「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」ならびに「プロテスタンティズムのゼクテと資本主義の精神」を貫く主導的テーマとなることはいうまでもない。前者における初期の資本主義を担った「ピューリタン的職業人」の存在への熱い眼差し、また後者におけるアメリカ資本主義のエーストスを体現する「ゼクテ」という集団類型への着目は、いずれも「非人格的」社会関係とそれを支える「人格」類型という逆説的結びつきの解明という問題関心から発するものであった。さらにそれは、のちの宗教社会学における世界諸宗教の経済倫理の比較研究のための中心的な座標軸を構成するものともなる。

おそらく、病気によって第一線の政策論争からのしばらくの退却を余儀なくされたことが、逆に彼のなかに、それまでの激しい政策的主張の背後に伏在していたこうした学問的基礎視角のふくよかな熟成を促すことになったのではないか。⁴⁶⁾

5. むすびにかえて

モムゼンやヘニスの所論に導かれつつ、フライブルク大学教授就任講演前後の初期ウェーバーの時局的政策論的諸主張のなかに、後期において大きく花開く彼の社会科学全体に及ぶ基礎視角の形成を探るという、一見無謀な企てを試みてきた。これが成功しているかどうかは読者の判断にまつ

ほかはない。筆者としては、当初の目的にいくぶんなりとも迫りえたのではないかと思っている。むすびにかえて、本稿で確認したこの骨子を箇条書き的にまとめておきたい。

- (1) デュルケームの統合論的社會觀と最も鋭い対照をかたちづくるウェーバーの闘争論的時代認識は、この初期の段階においてすでに明確な確信となっており、それは晩年の「神々の闘争」という時代認識にいたるまで、射程の拡大を施されつつも一貫していく。
- (2) その闘争論的時代認識は、「人格的支配關係から非人格的支配關係への移行」という社會運動テーゼに裏打ちされるとともに、そのことによって「宗教的・倫理的影響の不可能化」という事態が鋭く自覚されてくる。これがのちの宗教社会学における「宗教的現世拒否」への着目へとつながっていく。
- (3) 苛酷な生存闘争の時代のなかにあって、「どのような人間類型を育むのか」という問題関心は1894年前後から顯著になってくるが、とくにそれは、ニーチェからの影響もあって、人間としての高貴さや品位感情に支えられた「人格」形成への関心へと焦点を結んでいく。
- (4) これらを承けつつ、「非人格的」社会関係を支える独自の「人格」類型という逆説的な結びつきへの着眼が取引所論において浮上し、これがさしあたり「プロ倫」論文や「ゼクテ」論文における中心的主題となる。
- (5) 「価値自由」の社会科学というウェーバー独自の社会科学觀は、前述の闘争論的時代認識とセットをなすものであり、その意味で、激しい政策的主張を展開していたこの初期の時代にすでに胚胎していたものと見られる。

以上の諸点により、ウェーバーの学問的生涯は、外面向には病気による中断やそれを挟む前期と後期の間でのかなりドラスティックな変化が見られたにもかかわらず、内的な問題関心の展開という

点では、頑固といえるほどに彼独自の視角を貫き通していることがわかる。

注

- 1) ただし、ウェーバーはこの『プロ倫』論文を最初に発表した段階では、それを宗教社会学の作品として意識していたわけではない。その時点では彼はまだ社会学の領域に足を踏み入れてはいなかつた。当初はこの論文は経済史の一つのモノグラフとして発表されたものと考えられる。
- 2) 拙稿「デュルケム社会理論における宗教社会学の位置」(立正大学『文学部紀要』第16号、2000年)
- 3) T・パーソンズ『社会的行為の構造 3』(稻上毅・厚東洋輔訳)木鐸社、1982年、13頁。
- 4) 詳しくは前掲拙稿参照。
- 5) 筆者は以前にこの「就任講演」を、荒削りながら「ウェーバー社会科学の独立宣言」と呼んだことがある。拙稿「ウェーバーにおける二つの〈Persönlichkeit〉」(沼義昭博士古稀記念論文集『宗教と社会生活の諸相』隆文館、1998年)、523頁。
- 6) W・J・モムゼン『マックス・ウェーバーとドイツ政治1890-1920 I』(安世舟ほか訳)、未来社、1993年、87頁。
- 7) 牧野雅彦『ウェーバーの政治理論』、日本評論社、1993年、31頁。
- 8) W・ヘニス『マックス・ウェーバーの問題設定』(雀部幸隆ほか訳)、恒星社厚生閣、1991年、153頁。
- 9) 同上。
- 10) 農業労働者論と取引所論のなかに初期ウェーバーの「学問的基礎視角」の形成を探ろうとしたものとしては、すでにベンディックスによる先駆的な論究がある。R・ベンディックス『マックス・ウェーバー(上)』(折原浩訳)、三一書房、1987年、20~54頁。しかしこれは、当時(原著は1962年刊)のアメリカ社会学におけるウェーバー受容の動向を反映して、伝統的社會から近代資本主義社會への移行とそこにおいて理念的要因のはたす役割という、いわゆる「ウェーバー・テーゼ」の初期的形成を探り出そうとするにとどまっており、今日の時点から見ると不満が残る。
- 11) マリアンネ・ウェーバー『マックス・ウェーバーI』(大久保和郎訳)、みすず書房、1963年、102~103頁。
- 12) ミッツマン『鉄の檻』(安藤英治訳)、創文社、1975年、69~70頁参照。
- 13) ウェーバー『農業労働制度』(山口和男訳)、未来社、1959年、36~37頁。
- 14) 同上、45~46頁。
- 15) ウェーバー『国民国家と経済政策』(田中真晴訳)、未来社、1959年、32頁。
- 16) 同上、36頁。
- 17) 同上、33~34頁。
- 18) 同上、34頁。
- 19) ヘニス『前掲書』、20~21頁における引用による。
- 20) ウェーバー『国民国家と経済政策』(前掲)、37頁。
- 21) モムゼン『前掲書』、88頁。
- 22) ウェーバー『国民国家と経済政策』(前掲)、40頁。
- 23) 同上、42頁。
- 24) 同上、41頁。
- 25) Weber,M., "Zur Rechtfertigung Göhres" in: Max Weber Gesamtausgabe, Abteilung I , Bd. 4 (1. Halbbd.), J. C. B. Mohr, Tübingen, 1993(以下、MWG I / 4と略記), SS. 108-119.
- 26) Weber, M., "Die deutschen Landarbeiter" in: MWG I / 4 , S. 327.
- 27) Ebd., SS. 328-329.
- 28) Weber, M., "Was heißt Christlich-Sozial? Gesammelte Aufsätze von Friedrich Naumann", Ebd., SS. 356-357.
- 29) Ebd., SS. 357.
- 30) 例えば管見では、同年の『社会立法・統計学論集』に掲載された「東エルベ農業労働者の状況における発展諸傾向」(大藪輝雄・吉矢友彦訳、『立命館経済学』第13巻第4号・第5号、1964年)、やはり同年『ゲッティンゲン労働者文庫』の一冊として発行された『取引所 第一部 目的と組織』(中村貞二・柴田固弘訳『取引所』、未来社、1968年)、さらには後年の『経済と社会』中の「宗教社会学」のなかでも、「人格的支配関係から非人格的支配関係への移行」という論点をベースにした議論が展開されている箇所がある。
- 31) この福音社会会議時代のウェーバーの主張のなかに彼の宗教観の原点を探ろうとしたものとして、金井新二『ウェーバーの宗教理論』東京大学出版会、1991年、がある。金井はそこでキリスト教神学の観点からウェーバーを「世俗化した二王国論者」と特徴づけている。
- 32) Weber,M., "Die deutschen Landarbeiter" in: MWG I / 4 , S. 340.
- 33) 例えば、ヘニス『前掲書』、山之内靖『ニーチェとウェーバー』未来社、1993年、T・ポイカート

- 『ウェーバー・近代への診断』(雀部幸隆・小野清美訳)名古屋大学出版会、1994年、など。
- 34) ウェーバーがニーチェを読んだ日付について、ヘニスは、1895年の教授就任講演におけるニーチェ的口調やその前年のマリアンネにあてた手紙などから、1894年7月と推測している。(ヘニス『前掲書』211頁) しかし、この第5回福音社会會議での報告が行なわれたのは1894年3月であった。
- 35) マリアンネ・ウェーバー『前掲書』、158頁。
- 36) 中村貞二「マックス・ヴェーバーと取引所」(ヴェーバー『取引所』未来社、訳者解説、1868年)、119-120頁、による。
- 37) 以下の概要については、ベンディックス『マックス・ウェーバー』(前掲)、中村貞二「マックス・ヴェーバーと取引所」(前掲)、大野英二『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣、1956年、山本郁郎「初期ウェーバーにおける取引所問題と〈非人格性〉の世界像」(『経済科学』XXXI-2、名古屋大学経済学部、1974年)などの記述を参考にした。このうち、とくに山本の論稿は、ウェーバーの取引所論をとりあげた決して多くはない研究文献のなかにあって、決定版といってよいほど
- のほぼ完璧な解明を成し遂げている。
- 38) ウェーバー『取引所』(前掲)、20-21頁。なお、この訳書にはウェーバーの一連の取引所論のうち、「取引所 第一部 目的と組織」、「定期取引の技術的機能」、「取引所 第二部 取引所取引」の3点が翻訳収録されている。
- 39) 同上、11頁。
- 40) 同上、12頁。
- 41) 同上、115頁。
- 42) 同上、115頁。
- 43) 同上、46頁。
- 44) 同上、47-48頁。
- 45) 同上、48頁。
- 46) これに加えて、ウェーバーが病気からの回復途上およびそれ以後において、きわめて頻繁に旅行体験を重ねている(とくにイタリアには、1900年以降ほとんど毎年のように出かけている)ことも、その思想の熟成のうえで見逃しえない意義を持っている。筆者のゼミの学生であった佐藤素文が、平成10年度立正大学社会学科卒業論文「マックス・ウェーバーの思想形成——神経症と旅行体験を中心にして——」でこの点をとりあげた。